

# 盛岡市生活保護費の支給に関する第三者委員会報告書【概要】

## はじめに

盛岡市生活保護費の支給に関する第三者委員会設置までの経緯

令和3年5月、生活保護費を水増し請求し、盛岡市から差額を騙し取ったとして、生活保護受給者が逮捕、起訴される事件が発生した。

当該生活保護受給者の世帯（以下、「当該世帯」という。）は、住んでいたアパートを退去後、新たな居宅確保までの間、宿泊施設を利用していた。その宿泊費について盛岡市から住宅扶助として支給されていたが、実際の宿泊費よりも水増しした金額の入った虚偽の領収書を盛岡市に提出し、その差額を騙し取っていたものである。

水増し請求は、市が住宅扶助としてやむを得ず認めたホテルへの宿泊について、複数年にわたり継続される中で発生したものであり、市外のホテルへ宿泊している世帯への、高額かつ長期に及ぶ保護費の支給は、通常では起こり得ないものとして、市の対応が問題視されることとなったものである。

盛岡市では、当該世帯に対する生活保護費の支給に関する事案（以下、「本事案」という。）における個別の事由や取扱いの状況等の一連の経過について、専門的な立場から検証し、客観的かつ公正な視点から再発防止に向けた提言をもらうため、同年7月27日に盛岡市生活保護費の支給に関する第三者委員会（以下、「委員会」という。）の設置を決定し、同年9月10日に行った第1回委員会の中で、委員の委嘱及び諮問が行われた。

## I 委員会の構成と活動

### 1 委員会の構成

職	氏名	職業等（就任当時）
委員長	山中 俊介	岩手弁護士会副会長 弁護士
職務代理者	細田 重憲	NPO法人いわてソーシャルサポートセンター理事長
委員	工藤 宏行	盛岡市基幹相談支援センター所長
委員	似鳥 徹	公立大学法人岩手県立大学名誉教授
委員	古内 保之	盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長

### 2 委員会の活動

令和3年9月10日の第1回委員会で諮問を受け、以降、令和7年7月30日までの間に委員会を12回開催。

## II 本事案の概要

年月	内容
H25.7	当該世帯の生活保護開始。
H26.11	当該世帯の居宅退去に係る宿泊費の取扱いについて、盛岡市が全額扶助することを決定。

## II 本事案の概要（続き）

年月	内容
R3.5	世帯主、詐欺の容疑で逮捕。
R3.6	妻、詐欺の共犯容疑で逮捕。当該世帯の生活保護廃止。
R3.8	生活保護費詐欺事件に係る当該世帯の岩手県特別監査の実施
R3.9	世帯主及び妻の第1回公判
R3.11	妻の第4回公判・判決
R3.12	妻が仙台高等裁判所に控訴
R4.1	岩手県特別監査結果に係る是正改善措置報告書を盛岡市が提出
R4.2	福祉事務所長から市長に対し「生活保護費不正受給事案について自己検証の報告について」を報告
R4.3	妻の控訴審（仙台高裁）・控訴棄却の判決
R4.4	国から、本件宿泊費等の支出に係る実施要領の解釈と運用に誤りがあるとされたことを踏まえ、盛岡市が国庫負担金を国へ返還
R5.9	住宅扶助費が過支給となったとして、盛岡市が世帯主に対し、生活保護法第63条に基づく返還金の決定を通知
R5.10	世帯主が、生活保護法第63条に基づく返還金の決定について、取り消しを求め、岩手県へ審査請求
R6.3	世帯主の第17回公判・判決
R6.4	世帯主が仙台高等裁判所に控訴
R6.10	世帯主の審査請求についての岩手県の裁決（当該審査請求に係る処分の取消）
R6.12	世帯主の控訴審（仙台高裁）・控訴棄却の判決
R6.12	世帯主が最高裁判所に上告
R7.7	世帯主の上告棄却が確定（最高裁）

## III 生活福祉課職員に対するアンケート調査について

第三者委員会において、「事実認定を行うための情報収集」「盛岡市保健福祉部が行った自己検証」の検証」「本事案の発生原因として、課の体制等に係る課題の有無の確認」のため、生活福祉課に所属していた職員等にアンケートを行った。

### (1) 実施時期

令和4年8月5日から8月22日まで

### (2) 対象者及び回答者

平成25年度から令和4年度までに生活福祉課（生活福祉第一課及び生活福祉第二課含む）に所属していた職員等  
回答者 124名／対象者 174名

## IV 本事案についての検証

本事案でポイントであったと考える検証項目を次のとおりとした。

No.	項目
1	生活保護の支給決定
2	病状の把握・稼働能力判断
3	県外医療機関の受診容認
4	自動車保有の容認
5	宿泊費用支給の経緯
6	当該世帯の課長対応
7	ケース記録を残していなかったこと
8	訪問調査活動が実施されていなかったこと
9	資産申告書及び収入申告書の定期的な徴取がされていないこと
10	県の監査対象から当該世帯を除外していたこと
11	宿泊費の扶助の長期化
12	不当要求行為としての対応を行わなかったこと

その上で、各項目について次のとおり整理を行い、委員会として、(1)及び(2)を検証し、(3)をとりまとめた。

項目	内容
(1) 福祉事務所による自己検証	令和4年2月9日付けで福祉事務所長から市長に対して報告された「生活保護費不正受給事案について自己検証の報告について」にある「実施要領、基準等に基づく検証」の部分転記した。
(2) 委員会が確認した経緯	ケース記録等の各種資料及びアンケート等によって委員会確認した経緯をまとめた。
(3) 委員会としての考察	委員会確認した経緯などを基に、当該項目についての委員会の考えを示した。

その結果、委員会としては、先述した12の検証項目のいずれについても問題があったと考えている。

## V 問題点の整理

IVの「本事案についての検証」を踏まえ、問題点を次の4点に整理した。

### (1) 組織の機能不全

- 本事案は対応が極めて難しいことから、課長がケースワーカーとして直接支援を担う形となり、ケース診断会議や検討会議も行われず、課長の単独判断で援助が行われたため、適正な申請処理や決定通知書の交付が行われず、行政処分の効力がないうまま生活保護費が長期に渡り支給されるなど、原則から逸脱した対応が是正されなかった。
- 困難な事案には、所長—課長—査察指導員—担当者という指導監督機能を軸とした、福祉事務所としての対応が必要となるが、本事案においては、それが全く取られていなかった。

## V 問題点の整理（続き）

### (2) 危機管理意識の欠如

- 世帯主は対応が非常に難しい人物であることが予見されていたにもかかわらず、情報共有や対応方針の検討が行われないなど、準備が不足していた。また、担当職員への威圧的な言動が見られるなど、課長対応に移行せざるを得ない状況となったほか、福祉事務所長への直接的な要求や、国・県への苦情申し立てなどにより、組織の分断や市が冷静に判断出来ない状況に追い込まれている。
- このような状況に陥ることを防止するため、生活保護申請時点で対応方針を明確に定める必要があったほか、担当ケースワーカーを窓口とし、査察指導員等によるバックアップ体制を明確にするなど、組織として毅然とした対応を徹底する必要があった。

### (3) コンプライアンス意識の欠如

- 高齢の世帯員の居住確保を優先し、宿泊施設利用を承認して長期に渡り一時扶助を給付、また、訪問調査を行わなかったほか、資産・収入申告書の定期徴取を行わず、監査対象から当該世帯を除外するなど、法令や実施要領に反する対応が見られた。
- 生活保護は困窮者に応じた支援を行う最後のセーフティーネットとの考えから、法令や要領の運用解釈を行った。結果、宿泊料を厚労省へ全額返還する事態となり、運用解釈の誤りが指摘されている。
- 福祉支援は多様なケースに応じた柔軟な対応が求められることは理解できるが、生活保護は法定受託事務として法令運用に慎重を期し、疑義がある場合には国・県への確認や外部機関の助言を受けるなどの対応を行う必要があった。

### (4) 関係機関との連携の不足

- 本事案では法令等の運用や高齢世帯員の疾病、医療対応、世帯主の要求など生活福祉課単独では困難な課題が多く見られたが、最後のセーフティーネットとの認識から、生活福祉課のみで打開策を模索していた様子が窺えた。困難な事例には関係機関との連携と継続的な支援体制が必要だった。

## VI 再発防止に向けた提言

### 1 組織的対応力の向上

#### (1) 受け持ち件数の適正化

- 生活保護行政に当たる職員体制については、80ケースにケースワーカー1人という国の配置基準を満たすよう、適正に配置すること。
- 会計年度任用職員が担っている業務は、職務の専門性や継承性の観点から常勤職員が担うべきであり、常勤職員への置き換えを検討すること。

#### (2) 職員配置の配慮

- 職員が生活保護制度を理解し、多様な住民ニーズに応えるため、配置時には経験や役割を踏まえ、能力発揮を重視し、組織として適切な対応ができるよう、経験年数や役職など職員構成のバランスに配慮すること。

## VI 再発防止に向けた提言（続き）

- ・ 相応の経験がある職員の新たな知見の習得に資する研修や、経験が浅い職員に対するフォロー体制の構築など、職員個人の資質向上に努めること。
- (3) 風通しのよい職場環境づくり
- ・ 本事案は多くの職員が対応困難と感じていた。このような事案は誰もが担当する可能性があることを認識し、日常的に課題や悩みを相談できる体制を確立するなど、職員を孤立させず連携・相談しやすい、風通しの良い職場環境を構築すること。
- (4) 組織的な判断及び対応
- ・ 福祉事務所の自己検証で再発防止策が示されているが、改めて、現在の体制が組織的な判断・対応を可能にしているか、県など外部機関の点検を受けてその結果を公表するなど、信頼回復に努めること。
  - ・ 組織的な判断や対応に当たっては、不適切な事態も起こりうるとの認識を前提に、職員それぞれの役割や責任を明確にし、組織の機能を適正に保持すること。
  - ・ 職員が相互に牽制しあう職場風土を形成し、困難事案が発生した場合における、ケース診断会議の実施基準を明確化するなど、組織として検討、判断できる体制を確立すること。

### 2 危機管理体制の向上

- (1) 対応することが難しいケースの対応力向上
- ・ 困難な事例への対応力向上のため、警察など専門家による研修や対応訓練を定期的実施すること。
  - ・ ハードクレームの未然防止に向けて、全庁的に、防犯カメラや録音機材の設置など職場環境の改善に努めること。
- (2) コンプライアンス意識の向上
- ・ 宿泊費の扶助については、法令や実施要領の解釈誤りによるものであるが、生活保護行政が法定受託事務であることを認識し、改めて、法令違反や解釈の誤りがなにか検証を行うこと。
  - ・ 県の定期監査から世帯を除外するなど法令違反が見られたが、このような行為が職場内でも起こりうるという認識のもと、再発防止への強い意志を持って業務に取り組む姿勢を繰り返し確認するため、コンプライアンス意識向上のための研修を定期的実施すること。
- (3) 関係機関との連携の強化
- ・ 本事案では、福祉事務所に情報共有や意見交換が可能な職場環境であり、要所で関係機関と相談・協議していれば発生を防げたと考えられることから、今後の生活保護行政を進めるに当たり、関係機関と連携を図ること。なお、関係機関との連携においては、効果的かつ具体的な連携の方策を示した上で、取り組むこと。

## VI 再発防止に向けた提言（続き）

- ア 庁内との連携
- 本事案のように、生活福祉課のみでの対応が困難な事例にあっては、庁内関係課と連携を密にし、解決策を導き出せる体制を整えること。
- イ 国、県との連携
- 生活保護行政を進めるに当たり、実施要領や通知等の解釈に疑義が生じた場合には、必ず、国や県に相談、協議すること。また、その情報を職場内で共有すること。
- ウ 警察との連携
- ハードクレームや暴力行為などの事例が発生した場合に速やかに対応できるよう、普段から警察と連携を密にするなど、連携強化を図ること。
- エ 医療機関や福祉施設等との連携
- 稼働能力や県外医療機関の受診の必要性の判断、福祉施設等への入所の検討に当たっては、医療機関や福祉施設等と連携して情報収集や意見交換を行うこと。
- (4) チェック体制の確立
- ・ 生活保護行政の執行における業務対応マニュアルを作成するとともに、適正に運用されているかどうかのチェックを徹底すること。
  - ・ 法令違反など職員の不適正な行為を発見した場合における、対応方法を定めた公益通報制度について、全職員に対して周知徹底すること。

## おわりに

- ・ 本事案は、福祉事務所に保護開始時又は開始後に、適切な対応を行っていれば防げたにも関わらずそれを行わなかったことが、保護費の不正受給という犯罪行為を引き起こす起因となり、かつ長期化してしまったものとする。
- ・ 高齢で疾病を抱える世帯員の存在を踏まえた、緊急的な居所確保支援は、やむを得ない措置と理解できる一方、詐取された期間が長期に及び、不正受給金額も多額であるなど、本件は極めて異常な事案といえる。
- ・ このような不正受給事案に直面した際には、生活保護行政の原点に立ち返り、組織が一丸となって対応することが重要であり、組織による対応が適切な保護実施の第一歩であるとともに、職員の意識、知識、対応力の向上や経験の蓄積と継承を促し、生活保護行政に必要な資質や能力の向上に加え、職場風土の改善にも繋がるものと、委員会としても改めて強く認識した。
- ・ 生活福祉業務に携わる職員は、社会の変化に伴い複雑化する事例への対応が求められ、難しい状況にあるといえるが、職員アンケートでは前向きな意識を持つ職員がいることがわかり、心強く感じている。
- ・ 検証で判明した手続上の問題が今後繰り返されることなく、生活保護制度が真に市民の生活を保障できるよう、福祉事務所及び盛岡市行政は、再発防止に向けた取組を確実に実行するとともに、公正な職務執行に影響を与えるケースから職員を守り、働きがいのある職場となるよう、組織に内在する諸問題の解決に、総力を挙げて取り組むことを期待する。